

総行公第20号
平成25年3月1日

岩手県総務部長
宮城県総務部長
福島県総務部長
(人事担当課・市町村担当課扱い)
仙台市総務企画局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

東日本大震災に係る人的支援に関する留意事項等について（通知）

これまでの復旧・復興事業への多大なる御尽力に対し心より敬意を表します。

さて、今後、一層復旧・復興事業を円滑かつ確実に進めるためには、幅広い人的資源の確保が必要不可欠であると考えられます。各地方公共団体においては、これまでも様々な方法を活用して人員確保に御尽力頂いてきているところではありますが、今般そのうちの一つの手法である、民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用することに関連し、以下のとおりその考え方を整理したので御連絡申し上げます。

各地方公共団体におかれては、これらの点にも留意しつつ、円滑な人的資源の確保に努めて頂きますようお願いいたします。

なお、民間企業等と協定等を行う際には、当該従業員の身分取扱い等について、十分に協議を行っていただきますようお願いいたします。

貴県内の市町村に対してもこの旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用する場合には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく採用や地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職としての採用が一般的には想定されるところであること。
2. 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、民間企業等に在籍する従業員を採用する場合であって、民間企業等から給与その他の報酬を受ける場合等

には、営利企業等への従事に係る任命権者の許可（地方公務員法第38条）を受ければ、民間企業等の従業員としての身分を保持したまま、地方公共団体の職員としての身分を併有させることが可能であること。

当該許可を行う際の確認事項は、①職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、②相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公平を妨げるおそれがないこと、③職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと等であること。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき採用された職員のうち、常時勤務に服することを要する者に対する社会保険制度の適用については、地方公務員等共済組合法による年金・医療保険制度及び地方公務員災害補償法による災害補償制度が適用されるものであること（地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号及び地方公務員災害補償法第2条第1項第1号）。

東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため、国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されるものであって、当該法人に雇用されたまま地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき採用される職員に要する経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置していること。

3. 民間企業等との協定等により、地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま、特別の学識又は経験等に基づいて、採用する場合には、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき採用することも可能であること。

この場合は、当該職を当該地方公共団体における一般職の職員では対応困難な特別の学識又は経験等が必要な職であると位置付けることとなるものと考えられること。

この際には、当該者は地方公務員法の適用を受けないこととなり、営利企業等への従事に係る任命権者の許可等を要することなく、民間企業等から給与その他の報酬を受けることが可能となるが、上記2における取扱いを踏まえ、職務の中立性・公平性を損ねることのないよう御留意いただきたいこと。

特別職としての任用には、非常勤の職への任用のほか、復旧・復興事業の対応のための常勤の臨時の職への任用もあり得るものであること。

特別職として採用された者であって、常時勤務に服することを要しない者のうち常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者に対する社会保険制度の適用については、地方公務員等共済組合法による年金・医療保険制度及び地方公務員災害補償法による災害補償制度が適用されるものであること（地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号、同法施行令第2条第5号、地方公務員災害補償法第2条第1項第1号及び同法施行令第1条第1項第2号等）。

東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため、国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されるものであって、当該法人に雇用されたまま地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき採用される特別職に属する地方公務員に要する経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしていること。

[連絡先]

自治行政局公務員部公務員課 長田係長、青山主査

電話 03-5253-5542

e-mail y.aoyama@soumu.go.jp